

# 第75回 定時株主総会 招集ご通知



**開催日時** 令和8年6月24日（水曜日）午前10時

**開催場所** 富山県小矢部市清沢210番地  
当社本店 5階ホール

**議案** 第1号議案 取締役12名選任の件  
第2号議案 監査役1名選任の件

当社は株主様の公平性等を勘案し、株主優待の拡充をもって、本（第75回）定時株主総会より、ご来場の株主様へのお土産の配布を取りやめることといたしました。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

## 目次

第75回定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	4
株主総会参考書類	6
事業報告	18
連結計算書類	47
計算書類	50
監査報告	53



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。  
<https://p.sokai.jp/8111/>



株主各位

証券コード 8111  
令和8年6月8日  
(電子提供措置の開始日 令和8年6月1日)  
富山県小矢部市清沢210番地  
株式会社ゴールドウイン  
代表取締役社長 渡辺貴生

## 第75回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申し上げます。

さて、当社第75回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://about.goldwin.co.jp/ir/meeting>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/8111/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「ゴールドウイン」または「コード」に当社証券コード「8111」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、令和8年6月23日（火曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

また、インターネット等による議決権行使に際しましては、5頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日時 令和8年6月24日（水曜日） 午前10時
2. 場所 富山県小矢部市清沢210番地 当社本店 5階ホール  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項  
報告事項 1. 第75期（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第75期（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）計算書類報告の件  
決議事項 第1号議案 取締役12名選任の件  
第2号議案 監査役1名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項  
（1）電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令および当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。  
従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。  
① 連結計算書類の注記表（連結注記表）  
② 計算書類の注記表（個別注記表）  
（2）インターネット等による方法と議決権行使書と重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネット等による方法で複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効なものとしたします。  
（3）書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。  
（4）代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

.....  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。

◎本総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本総会終了後、上記当社ウェブサイトに掲載いたします。

当社といたしましても、SDGs取組みの一環として紙資源削減やCO<sub>2</sub>削減の観点から電子提供（ウェブサイトでの閲覧）を推進しており、書面交付請求をされていない株主様には、本招集ご通知（アクセス通知）のみをお送りしております。

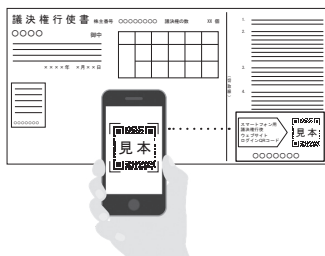


# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

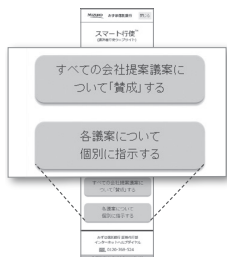
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを讀取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」の議決権行使は1回のみ。

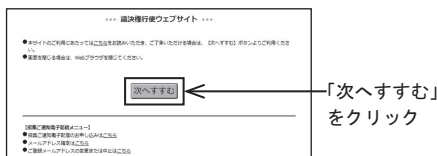
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度讀取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

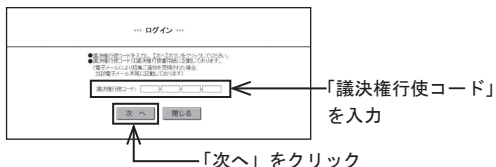
## 議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

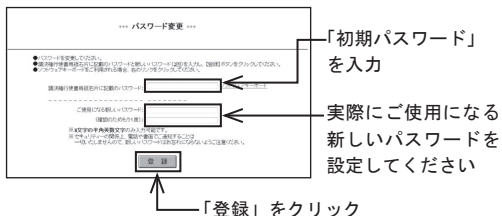
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル

0120-768-524

(受付時間 年末年始を除く9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## 株主総会参考書類

### 第1号議案

### 取締役12名選任の件

取締役全員（12名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役12名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位および担当等	
1	わた なべ たか お 渡 辺 貴 生	代表取締役社長	再任
2	しら さき みち お 白 崎 道 雄	取締役副社長執行役員	再任
3	もり ひかり 森 光	取締役副社長執行役員 ザ・ノース・フェイス事業本部長 兼グローバルブランド事業本部長	再任
4	かね だ たけ ろう 金 田 武 朗	取締役専務執行役員総合企画本部長	再任
5	あら い げん 新 井 元	取締役常務執行役員R&D本部長	再任
6	かわ だ しん じ 川 田 慎 二	取締役常務執行役員 ゴールドウイン事業本部長	再任
7	あき やま り え 秋 山 里 絵	社外取締役	再任 社外 独立
8	よし もと いち ろう 好 本 一 郎	社外取締役	再任 社外 独立
9	ため すえ だい 為 末 大	社外取締役	再任 社外 独立
10	つち や あきら 土 谷 明	社外取締役	再任 社外 独立
11	い もと な お こ 井 本 直歩子	社外取締役	再任 社外 独立
12	すず き てつ し 鈴 木 哲 志		新任 社外 独立

再任 再任取締役候補者 新任 新任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立 証券取引所の定めに基づく独立役員

(ご参考)

取締役候補者の専門性と経験

候補者番号	取締役	企業経営	財務・会計	人事・人材開発	ガバナンス・法務	研究開発	製造技術	営業	マーケティング	グローバル経験	社会・環境	I T	スポーツリテラシー
1	渡辺 貴生 (代表取締役社長)	○			○	○		○	○	○	○		○
2	白崎 道雄 (取締役副社長執行役員)	○	○	○	○					○			○
3	森 光 (取締役副社長執行役員)	○				○		○	○	○	○		○
4	金田 武朗 (取締役専務執行役員)	○	○		○				○	○		○	○
5	新井 元 (取締役常務執行役員)	○				○	○	○	○	○	○		○
6	川田 慎二 (取締役常務執行役員)	○				○	○	○	○	○	○		○
7	秋山 里絵 (社外取締役)				○					○			○
8	好本 一郎 (社外取締役)	○		○				○		○			○
9	為末 大 (社外取締役)	○		○		○				○	○		○
10	土谷 明 (社外取締役)	○			○					○		○	○
11	井本 直歩子 (社外取締役)					○				○	○		○
12	鈴木 哲志	○		○	○			○		○	○		○

候補者番号

1

わた なべ たか お  
渡 辺 貴 生 (昭和35年3月22日生)

再任



所有する当社の株式数  
138,325株

取締役会への出席状況  
15/15回 (100%)

#### 略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

昭和57年4月 当社入社  
平成17年6月 当社取締役執行役員ノースフェイス事業部長  
平成18年6月 当社取締役アウトドアスタイル事業本部長兼ノースフェイス事業部長  
平成19年6月 当社取締役執行役員アウトドアスタイル事業本部長兼ノースフェイス事業部長  
平成22年4月 当社取締役常務執行役員事業統括本部副本部長兼アウトドアスタイル事業本部長兼ヘリーハンセン事業部長兼ダイレクトマーケティング推進部長  
平成24年4月 当社取締役専務執行役員事業統括本部長兼アウトドアスタイル事業本部長  
平成27年4月 当社取締役専務執行役員事業統括本部長  
平成29年4月 当社取締役副社長執行役員事業統括本部長  
平成30年4月 当社取締役副社長執行役員事業統括本部長兼事業本部長  
令和2年4月 当社代表取締役社長執行役員  
令和7年6月 当社代表取締役社長 (現任)

#### 取締役候補者とした理由

渡辺貴生氏は事業ならびにマーケティング部門での豊富な経験と見識を有しており、事業全般を統括する取締役として重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社の経営理念を実現し、事業戦略を遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

しら さき みち お  
白崎道雄 (昭和36年5月14日生)

再任



所有する当社の株式数  
10,261株

取締役会への出席状況  
15/15回 (100%)

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

令和元年6月 当社執行役員総合企画統括本部経営企画本部長兼経営企画室長  
令和2年4月 当社執行役員経営企画本部長兼経営企画室長  
令和3年4月 当社常務執行役員経営企画本部長  
令和4年4月 当社常務執行役員管理本部長  
令和4年6月 当社取締役常務執行役員管理本部長  
令和5年4月 当社取締役専務執行役員管理本部長  
令和8年4月 当社取締役副社長執行役員 (現任)

取締役候補者とした理由

白崎道雄氏は経営企画および管理部門での豊富な経験と見識を有しており、管理部門を統括する取締役として重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社の経営理念を実現し、グループ経営の推進および各社の業務の効率化を遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

もり ひかり  
森光 (昭和38年6月14日生)

再任



所有する当社の株式数  
24,761株

取締役会への出席状況  
15/15回 (100%)

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

平成27年1月 当社ノースフェイス事業部担当部長  
平成27年4月 当社ノースフェイス事業部長  
平成28年4月 当社執行役員ノースフェイス事業部長  
平成29年4月 当社執行役員事業統括本部ノースフェイス事業部長  
平成30年4月 当社執行役員事業統括本部事業本部副本部長兼ノースフェイス事業部長  
平成31年4月 当社常務執行役員事業本部副本部長  
令和2年4月 当社常務執行役員第一事業本部長  
令和3年4月 当社常務執行役員事業本部長  
令和4年6月 当社取締役常務執行役員事業本部長  
令和5年4月 当社取締役専務執行役員事業本部長  
令和6年4月 当社取締役専務執行役員ザ・ノース・フェイス事業本部長兼グローバルブランド事業本部長  
令和8年4月 当社取締役副社長執行役員ザ・ノース・フェイス事業本部長兼グローバルブランド事業本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

森光氏は事業ならびにマーケティング部門での豊富な経験と見識を有しており、事業部門を統括する取締役として重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社の経営理念を実現し、事業戦略を遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

かね だ たけ ろう  
金 田 武 朗

(昭和38年7月7日生)

再任



所有する当社の株式数  
5,832株

取締役会への出席状況  
15/15回 (100%)

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

令和2年7月 当社グローバル本部副本部長  
令和3年4月 当社理事経営企画本部副本部長兼経営企画室長  
令和4年4月 当社執行役員経営企画本部長兼経営企画室長  
令和5年4月 当社常務執行役員経営企画本部長  
令和6年4月 当社常務執行役員総合企画本部長  
令和6年6月 当社取締役常務執行役員総合企画本部長  
令和8年4月 当社取締役専務執行役員総合企画本部長 (現任)

●重要な兼職の状況

㈱ゴールドウインベンチャーパートナーズ代表取締役

取締役候補者とした理由

金田武朗氏は経営企画部門での豊富な経験と見識を有しており、経営企画全般を執行する取締役として重要な業務執行および経営の意思決定・監督を適切に行ってまいりました。当社の経営理念を実現し、グループ経営および成長戦略の策定・推進を遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

あら い げん  
新 井 元

(昭和42年9月20日生)

再任



所有する当社の株式数  
24,863株

取締役会への出席状況  
11/11回 (100%)

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

平成3年4月 当社入社  
平成22年4月 当社事業統括本部コンプレッションアンダー事業部長  
平成25年4月 当社事業統括本部ゴールドウイン事業部長  
平成29年4月 当社執行役員グローバル本部ゴールドウイン事業部長  
平成31年4月 当社理事役員総合企画統括本部グローバル本部ゴールドウイン事業部長  
令和2年4月 当社理事グローバル本部ゴールドウイン事業部長  
令和3年4月 当社理事事業本部副本部長  
令和5年4月 当社常務執行役員開発本部長  
令和7年6月 当社取締役常務執行役員開発本部長  
令和8年4月 当社取締役常務執行役員R&D本部長 (現任)

取締役候補者とした理由

新井元氏は事業部門ならびに開発部門での豊富な経験と見識を有しており、現在は開発部門を執行する執行役員として重要な業務執行を適切に行ってまいりました。当社の経営理念を実現し、グループ経営および成長戦略の策定・推進を遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

6

かわ だ しん じ  
川 田 慎 二 (昭和44年5月14日生)

再任



所有する当社の株式数  
14,632株  
取締役会への出席状況  
11/11回 (100%)

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

平成4年4月 当社入社  
平成29年4月 当社グローバル本部新規事業準備室長  
平成29年12月 株式会社ウールリッチジャパン代表取締役社長  
令和5年4月 当社執行役員ゴールドウイン事業本部長兼海外販売部長  
令和5年8月 GOLDWIN AMERICA, INC. CEO (現任)  
令和6年4月 当社執行役員ゴールドウイン事業本部長兼ゴールドウインマーケティング部長  
令和7年4月 当社常務執行役員ゴールドウイン事業本部長  
令和7年6月 当社取締役常務執行役員ゴールドウイン事業本部長 (現任)  
令和8年3月 GOLDWIN LONDON LIMITED 社長 (現任)

●重要な兼職の状況

GOLDWIN AMERICA, INC. CEO  
GOLDWIN LONDON LIMITED 社長

取締役候補者とした理由

川田慎二氏は事業部門ならびにグループ会社取締役での豊富な経験と見識を有しており、現在はゴールドウインブランドの国内、海外戦略を執行する執行役員として重要な業務執行を適切に行ってまいりました。当社の経営理念を実現し、グループ経営および成長戦略の策定・推進を遂行できると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者番号

7

あき やま り え  
秋 山 里 絵 (昭和45年3月17日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数  
一 株  
在任年数  
7年  
取締役会への出席状況  
15/15回 (100%)

略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

平成11年4月 弁護士登録 (東京弁護士会)  
平成11年4月 馬場法律事務所 (現 馬場・澤田法律事務所) 所属  
令和元年6月 当社社外取締役 (現任)  
令和5年6月 アステラス製薬(株)社外取締役監査等委員 (現任)

社外取締役候補者とした理由および期待する役割

秋山里絵氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、企業法務分野に精通した弁護士としての豊富な経験と専門的見地から、経営に対する意思決定・監督を適切に行ってまいりました。今後も引き続き取締役会への適切な監督・助言を行えるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

独立性に係る事項

同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。したがって、同氏は当社が定める「独立社外役員の独立性に係る基準」を満たしており、独立性が認められます。  
なお、当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。

候補者番号

8

よしもと いちろう  
好本 一郎

(昭和28年5月29日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数  
一株

在任年数  
5年

取締役会への出席状況  
15/15回(100%)

#### 略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

昭和53年4月 日本電信電話公社(現NTT)入社  
平成10年12月 スターバックスコーヒージャパン(株)代表取締役COO  
平成17年5月 日本マクドナルド(株)上席執行役員CAO  
平成18年3月 公益財団法人ドナルド・マクドナルド・ハウス・チャリティーズ・ジャパン理事  
平成26年3月 同法人評議員  
平成26年10月 シミック(株)代表取締役社長執行役員  
平成30年8月 一般社団法人東大ウォリアーズクラブ代表理事  
令和3年3月 同法人顧問  
令和3年4月 (株)nobitel社外取締役  
令和3年6月 当社社外取締役(現任)

#### 社外取締役候補者とした理由および期待する役割

好本一郎氏は企業経営・人事人材開発・営業・グローバル経験と幅広い経験と実績を保有され、海外事業の強化を掲げる当社に豊富な経験と専門的見地から、経営に対する意思決定・監督を適切に行ってまいりました。今後も引き続き取締役会への適切な監督・助言を行えるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

#### 独立性に係る事項

同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。したがって、同氏は当社が定める「独立社外役員の独立性に係る基準」を満たしており、独立性が認められます。なお、当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。

候補者番号

9

た め す え  
為 末

だ い  
大 (昭和53年5月3日生)

再 任

社 外

独 立



所有する当社の株式数  
一 株

在任年数  
4 年

取締役会への出席状況  
15/15回 (100%)

#### 略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

平成22年8月 一般社団法人アスリートソサエティ代表理事  
平成27年10月 (株)コロプラ社外取締役  
平成30年7月 (株)Deportare Partners代表取締役  
令和4年6月 当社社外取締役(現任)  
令和4年9月 公益社団法人日本女子プロサッカーリーグ監事  
令和8年4月 国立大学法人東京大学先端科学技術研究センター付属包摂社会共創機構教授  
(現任)

#### ●委員等

令和2年～ Laureus Sports for Goodアンバサダー

#### 社外取締役候補者とした理由および期待する役割

為末大氏はスポーツ選手として長年培った豊富な経験と専門性的見地を有しており、企業経営やスポーツ振興にも実績を保有され、豊富な経験と専門的見地から、経営に対する意思決定・監督を適切に行ってまいりました。今後も引き続き取締役会への適切な監督・助言を行えるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

#### 独立性に係る事項

同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。したがって、同氏は当社が定める「独立社外役員の独立性に係る基準」を満たしており、独立性が認められます。  
なお、当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。

候補者番号

10

つち  
や  
土谷

あきら  
明 (昭和37年8月18日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数  
一株

在任年数  
2年

取締役会への出席状況  
14/15回 (93%)

#### 略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

昭和58年4月 (株)インフォメーション・ディベロプメント入社  
令和元年6月 (株)IDホールディングス専務執行役員  
令和6年6月 当社社外取締役(現任)  
令和7年4月 (株)IDホールディングスエグゼクティブアドバイザー  
令和7年6月 (株)IDホールディングス執行役員(現任)  
令和7年6月 (株)インフォメーション・ディベロプメント執行役員(現任)

#### 社外取締役候補者とした理由および期待する役割

土谷明氏は、長きにわたりシステム開発に携わり、基幹システムの設計やセキュリティおよびインフラ事業の立ち上げに従事されてきました。また、事業戦略や経営情報の分析評価も行うなど、DX推進・IT強化を掲げる当社において、豊富な経験と専門的見地から経営に対する意思決定・監督を適切に行ってまいりました。今後も引き続き取締役会への適切な監督・助言を行えるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

#### 独立性に係る事項

同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。したがって、同氏は当社が定める「独立社外役員の独立性に係る基準」を満たしており、独立性が認められます。  
なお、当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。

候補者番号

11

い も と な お こ  
井 本 直 歩 子 (昭和51年5月20日生)

再任

社外

独立



所有する当社の株式数  
一 株

在任年数  
2 年

取締役会への出席状況  
15/15回 (100%)

#### 略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

平成16年9月 国際協力機構企画調査員 (平和構築)  
平成19年9月 国連児童基金教育チーフ、教育専門官  
令和3年7月 一般社団法人 SDGs in Sports代表理事 (現任)  
令和6年6月 当社社外取締役 (現任)

#### ●委員等

公益財団法人日本バドミントン協会理事

#### 社外取締役候補者とした理由および期待する役割

井本直歩子氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、競泳選手として長年培ったアスリートとしての豊富な経験と、約20年間における国際機関の勤務経験、さらにスポーツ団体やアスリートを対象にしたSDGs全般、ジェンダー平等、環境・気候変動に関する専門性的見地を保有され、サステナビリティを推進する当社において、豊富な経験と専門的見地から経営に対する意思決定・監督を適切に行ってまいりました。今後も引き続き取締役会への適切な監督・助言を行えるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

#### 独立性に係る事項

同氏と当社との間には、取締役報酬以外に金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。したがって、同氏は当社が定める「独立社外役員の独立性に係る基準」を満たしており、独立性が認められます。

なお、当社は、同氏を独立役員として東京証券取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合、同届出を継続する予定であります。

候補者番号

12

すずき てつし  
鈴木 哲志

(昭和36年2月27日生)

新任

社外

独立



所有する当社の株式数  
一 株

#### 略歴、当社における地位・担当および重要な兼職の状況

昭和59年4月 帝人株式会社入社  
平成28年6月 帝人フロンティア株式会社取締役衣料繊維第一部門長  
令和3年6月 同社取締役副社長執行役員

#### 社外取締役候補者とした理由および期待する役割

鈴木哲志氏は長きにわたり繊維業界に携わり、企業経営・グローバル経験と幅広い経験と実績を保有され、商品開発とサステナビリティを両立推進する当社において、専門的見地から、経営に対する適切な監督・助言を行えるものと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

#### 独立性に係る事項

同氏と当社との間には、金銭等の授受はないため、一般株主と利益相反が生じるおそれはありません。また同氏が令和7年6月まで在籍の帝人フロンティア株式会社および親会社である帝人につき、直近1年間で当社連結売上高に占める取引総額の割合は0.3%となっております。したがって、同氏は当社が定める「独立社外役員の独立性に係る基準」を満たしており、独立性が認められます。  
なお、同氏の選任が承認された場合、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 秋山里絵氏、好本一郎氏、為末大氏、土谷明氏、井本直歩子氏および鈴木哲志氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、秋山里絵氏、好本一郎氏、為末大氏、土谷明氏および井本直歩子氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。5氏が再任された場合、当該契約を継続する予定であります。また、鈴木哲志氏が選任された場合には、同様の締結をする予定であります。
4. 当社は、全ての取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各候補者が取締役就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期途中に同様の内容で更新することを予定しております。

## 監査役1名選任の件

監査役世一秀直氏は、本總會終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

は た けい こ  
畑 敬 子 (昭和46年1月6日生)

新任

社外

独立



所有する当社の株式数  
一 株

## 略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

平成27年7月 寺田倉庫株式会社常務執行役員  
平成30年11月 HOP株式会社代表取締役CEO（現任）  
令和2年9月 株式会社ファームシップ取締役CHRO兼CCO  
令和6年5月 バイオセキュア株式会社社外取締役監査等委員（現任）

## 社外監査役候補者とした理由

畑敬子氏は、人事制度設計や組織開発に携わるとともに、情報セキュリティ関連会社において監査等委員を務めるなど、人事領域で培った専門性および監査に関する豊富な経験と知見を有しており、当社の監査業務をより充実させることができると判断し、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

なお、同氏の選任が承認された場合、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 畑敬子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、畑敬子氏が監査役に選任された場合には、同氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当社は、全ての監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、候補者が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当社は、当該保険契約を任期中に同様の内容で更新することを予定しております。

以 上

# 事業報告

(令和7年4月1日から)  
(令和8年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過および成果

当連結会計年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）における当社グループを取り巻く外部環境は、秋冬商戦に複数の逆風が重なる局面となりました。国内消費におきましては、消費者の価格選別姿勢が強まり、価格改定の累積に対する反応は一段と敏感になりました。訪日外国人消費につきましては、令和7年11月以降、中国大陸からの個人消費に構造的な変化が現れ、当社主要直営店における免税売上の伸長は同月を境に明確に鈍化いたしました。あわせて、12月以降の暖冬傾向が、アウトターおよび保温系商品を中心に秋冬商戦の需要動向に影響を及ぼしました。

こうした環境下、当社グループの属するアウトドア関連市場におきましては、ブランド体験と機能性を兼備するプレミアム領域の需要は相対的に堅調に推移した一方、定番品を中心に数量の伸びは鈍化し、市場全体が数量の拡大から品質と体験の深化へと移行する局面にあるものと認識しております。

当社グループは、このような環境認識のもと、基幹ブランドTHE NORTH FACEの収益基盤強化、自社ブランドGoldwinの成長加速、および販売チャネル全体における質的深化を、中期経営計画の基本方針として推進してまいりました。あわせて、販売費及び一般管理費の規律ある管理を通じて、営業利益率を一定水準に保つことに努めてまいりました。

基幹ブランドTHE NORTH FACEにおきましては、パフォーマンスブランドとしての本質への回帰を経営方針の中核に据え、SUMMIT SERIES 25周年を契機としたマウンテンパフォーマンス領域の強化を進めてまいりました。カテゴリ別では、ハードグッズおよびフットウエアは、新規ラインの立ち上がり計画を上回り、直営店の拡充とあわせて順調に推移いたしました。とりわけフットウエアにおきましては、VECTIVシリーズを中心とするトレイルランニング領域の新規ラインが牽引役となりました。一方、アパレルにつきましては、主力定番品の価格改定が重ねられた結果、価格に対する顧客の反応が従来以上に厳しくなり、数量の伸びが鈍化いたしました。

なお、12月の月次売上が暖冬および訪日外国人消費の変化を受けて期初計画を下回って推移して以降、売上高を短期的に積み上げることを目的とした値引き販売を抑制し、売上総利益率の確保および翌期の在庫の健全性を優先する販売姿勢を貫きました。これは、ブランド価値の維持と、翌期以降の収益基盤の持続性を最優先に据えた経営判断であります。

自社ブランドGoldwinにおきましては、国内直営店の編集・演出力を高めるとともに、海外事業、とりわけ長期ビジョン「Goldwin500」に基づく中国事業において明確な進展を得ました。中国子会社は黒字転換を達成し、直近四半期には前年を大きく上回る利益成長を記録して

おります。これは出店数の拡大のみに頼るのではなく、一店舗当たり収益性の向上を軸とする成長モデルが現地市場で機能し始めたことを示しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は137,516百万円（前期比3.9%増）となり、5期連続で過去最高を更新いたしました。売上総利益は72,946百万円（前期比5.8%増）となり、売上総利益率は、値引き抑制、商品ミックスの改善、および在庫健全性を重視した販売姿勢により53.0%（前期比0.9ポイント上昇）となりました。

販売費及び一般管理費は、成長に向けた基盤投資、海外事業の展開に伴う関連経費、ならびに直営店ネットワークの拡充に要した経費の増加があったものの47,087百万円（前期比0.1%増）となりました。この結果、営業利益は25,859百万円（前期比18.1%増、営業利益率18.8%）となり、営業利益は過去最高を更新いたしました。

経常利益は、33,904百万円（前期比10.1%増）となり、過去最高を更新いたしました。営業外収益における持分法による投資利益は、7,770百万円（前期比8.0%減）となりました。持分法適用関連会社であるYOUNGONE OUTDOOR Corporationは、営業利益につきましては前期並みの水準を維持いたしました。が、為替影響により営業外収益が減少し、同社の当期利益および当社の持分法投資利益の減少要因となりました。

特別損失に、投資有価証券売却損1,075百万円を計上いたしました。また、法人税等の計上が前期比38.4%増の7,979百万円となりました。その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は、24,094百万円（前期比1.4%減）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資（無形固定資産を含む）の総額は6,029百万円であります。主な設備投資は次のとおりです。

会 社 名	工 事 の 内 容
(株)PLAY EARTH PARK	「Play Earth Park Naturing Forest」の新築工事など

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

特記すべき事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産および損益の状況

### ① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区分	第72期 (令和5年3月期)	第73期 (令和6年3月期)	第74期 (令和7年3月期)	第75期(当期) (令和8年3月期)
売上高	115,052百万円	126,907百万円	132,305百万円	137,516百万円
経常利益	28,083百万円	32,601百万円	30,806百万円	33,904百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	20,977百万円	24,281百万円	24,444百万円	24,094百万円
1株当たり利益	155.23円	179.70円	181.99円	175.76円
総資産	118,517百万円	140,977百万円	150,877百万円	168,227百万円
純資産	80,056百万円	100,170百万円	111,203百万円	130,499百万円

(注) 令和7年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を実施しております。これに伴い、第72期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

### ② 当社の財産および損益の状況の推移

区分	第72期 (令和5年3月期)	第73期 (令和6年3月期)	第74期 (令和7年3月期)	第75期(当期) (令和8年3月期)
売上高	104,639百万円	114,991百万円	120,671百万円	122,722百万円
経常利益	24,707百万円	27,739百万円	30,077百万円	32,034百万円
当期純利益	18,454百万円	20,525百万円	24,168百万円	24,543百万円
1株当たり利益	136.56円	151.90円	179.94円	179.03円
総資産	90,579百万円	106,766百万円	117,835百万円	132,401百万円
純資産	54,788百万円	69,085百万円	79,681百万円	98,190百万円

(注) 令和7年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を実施しております。これに伴い、第72期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

### (3) 重要な親会社および子会社の状況

#### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 ア ン パ ス イ	45百万円	100.0%	スポーツ用品の販売
株式会社ウールリッチジャパン	100	100.0	カジュアルウエアの企画・販売
株 式 会 社 ナ ナ ミ カ	60	96.7	カジュアルウエアの企画・販売
高得運（蘇州）商貿有限公司	80百万人民币	65.0	アパレル等の販売

### (4) 対処すべき課題

スポーツの起源である「遊び」を通じて常識やルールを更新しながら、変化し続ける人間と自然のあるべき姿を常に模索し、これからの地球と人間をめぐる新しい未来の実現を目指します。そのために、常に利他の精神を持ち続けるとともに、企業価値の持続的向上と地球環境の再生を目指してまいります。

令和7年3月期（第74期）を初年度とする5ヵ年中期経営計画の重点項目は次の通りです。

#### ① ゴールドウインブランドのグローバル事業推進

ゴールドウインブランドは、社会・環境問題に広い視野を持ち、自然との共生を図るビジネスをより一層追求してまいります。

国内のみならず海外市場においても、当社グループの商品力の優位性を背景に、ゴールドウインブランドを世界で展開してまいります。

#### ② マルチブランド戦略による安定的・継続的な成長

各分野において、高機能・高品質にこだわった製品を開発し、お客様に満足していただくブランドポジションを確立します。

また、マルチブランド戦略と実需型ビジネスの磨き上げにより、スポーツマーケットの領域を超え、ライフスタイル、ファッション市場に対しても、地位を確立し存在感を発揮してまいります。

### ③新規事業の確立

当社の企業理念を実現するため、豊かな体験価値を提供するコト事業・トキ事業へ取り組んでまいります。

### ④人的資本への投資

人的資本経営を推進し、当社の企業価値の源泉となる人財を育成してまいります。

社員を挑戦に導き社員一人一人のポテンシャルを引き出すことが会社の可能性を広げることであり、会社の成長への道筋であると信じ、「人を挑戦に導き、人と自然の可能性を広げる」のPurposeを体現してまいります。

### ⑤コーポレート・ガバナンスの強化

当社理念の実現のために、組織運営基盤の継続的な強化に取り組んでまいります。

強固な財務基盤の維持、グループ運営管理の最適化、ステークホルダーとの関係強化等を行い、機動的な組織運営を実施してまいります。

### ⑥CSR・コンプライアンス体制

社会の中で信頼の置ける必要な会社であると認められるためには、取扱商品への高いニーズ・信頼性にはじまり、企業倫理・法令遵守はもとより、環境問題への積極的な取り組み、さらには当社グループとしての独自の社会貢献活動が今後の取り組み課題となります。

当社は、堅実な財務戦略により維持してきた強固な財務基盤を背景に、上記の施策に取り組み、事業の収益基盤強化と企業価値の向上に取り組んでまいります。

## (5) 主要な事業内容（令和8年3月31日現在）

### スポーツ用品関連事業

アウトドア関連ブランド商品：登山用ウエア、マリンウエア、アウトドア用品および関連商品

アスレチック関連ブランド商品：トレーニングウエア、フィットネスウエア、スイムウエア、ラグビーウエア、ゴルフウエアおよび関連商品

ウィンター関連ブランド商品：スキーウエア、スノーボードウエアおよび関連商品

その他の他：機能アンダーウエア、ハイテックウエア（防塵服）など

(6) 主要な営業所および工場（令和8年3月31日現在）

① 当社

名	称	所	在	地
本	店	富	山	県
本	社	東	京	都
大	阪	大	阪	府
	支			
	店			

② 子会社

名	称	所	在	地
株	式	東	京	都
株	式	東	京	都
株	式	東	京	都
高	得	中	国	
運	（			
（	蘇			
州	）			
商	貿			
有	限			
公	司			

(7) 使用人の状況（令和8年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事	業	区	分	使	用	人	数	前	連	結	会	計	年	度	末	比	増	減
ス	ポ	ー	ツ	用	品	関	連	事	業									

② 当社の使用人の状況

使	用	人	数	前	事	業	年	度	末	比	増	減	平	均	年	齢	平	均	勤	続	年	数	

（注）使用人数は当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業員数であります。

(8) 主要な借入先の状況（令和8年3月31日現在）

借	入	先	借	入	額
株	式	会	社	北	陸
				銀	行

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（令和8年3月31日現在）

- |              |              |
|--------------|--------------|
| ① 発行可能株式総数   | 552,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数   | 142,344,516株 |
| ③ 株主数        | 37,686名      |
| ④ 大株主（上位10名） |              |

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	15,303千株	11.2%
三井物産株式会社	13,102	9.6
コリア セキュリティーズ デポジトリー サムスン	10,131	7.4
コリア セキュリティーズ デポジトリー シンハン セキュリティーズ	6,328	4.6
株式会社北陸銀行	5,942	4.3
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5,710	4.2
公益財団法人ゴールドウイン西田東作 スポーツ振興記念財団	5,076	3.7
株式会社西田	4,874	3.6
株式会社北國銀行	3,676	2.7
株式会社みずほ銀行	2,742	2.0

（注）持株比率は、自己株式（5,146,785株）を控除して計算しております。

また、自己株式には「株式会社日本カストディ銀行（信託E口）」が「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引」に係る信託財産として保有している当社株式は含んでおりません。

### (2) 新株予約権等の状況（令和8年3月31日現在）

該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役および監査役の状況（令和8年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	渡 辺 貴 生	
取 締 役	本 間 永 一 郎	副 社 長
取 締 役	白 崎 道 雄	専 務 執 行 役 員 管 理 本 部 長
取 締 役	森 光	専 務 執 行 役 員 ザ・ノース・フェイス事業本部長 兼 グローバルブランド事業本部長
取 締 役	金 田 武 朗	常 務 執 行 役 員 総 合 企 画 本 部 長 株式会社ゴールドウインベンチャーパートナーズ代表取締役社長
取 締 役	新 井 元	常 務 執 行 役 員 開 発 本 部 長
取 締 役	川 田 慎 二	常 務 執 行 役 員 ゴ ー ル ド ウ イ ン 事 業 本 部 長 GOLDWIN AMERICA, INC. CEO GOLDWIN LONDON LIMITED 社長
取 締 役	秋 山 里 絵	ア ス テ ラ ス 製 薬 (株) 社 外 取 締 役 監 査 等 委 員
取 締 役	好 本 一 郎	
取 締 役	為 末 大	一 般 社 団 法 人 ア ス リ ー ト ソ サ エ テ ィ 代 表 理 事 (株) Deportate Partners 代 表 取 締 役
取 締 役	土 谷 明	株 式 会 社 I D ホ ー ル デ ィ ン グ ス 執 行 役 員
取 締 役	井 本 直 歩 子	一 般 社 団 法 人 S D G s i n S p o r t s 代 表 理 事
常 勤 監 査 役	佐 藤 修	
監 査 役	世 一 秀 直	
監 査 役	森 田 勉	
監 査 役	岡 崎 史 雄	

- (注) 1. 取締役秋山里絵、好本一郎、為末大、土谷明および井本直歩子の5氏は、社外取締役であります。
2. 監査役世一秀直、森田勉および岡崎史雄の3氏は、社外監査役であります。
3. 当社は、取締役秋山里絵、好本一郎、為末大、土谷明、井本直歩子、監査役世一秀直、森田勉および岡崎史雄の8氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。
4. 取締役為末大氏は、令和8年3月31日をもって、一般社団法人アスリートソサエティ代表理事および(株)Deportate Partners代表取締役を退任しております。

② 責任限定契約の内容の概要

各社外取締役および各監査役は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、被保険者の範囲を全役員（子会社役員等を含む）、管理職従業員を被保険者とした会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、以下のとおりです。

- ・ 会社訴訟、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。
- ・ 被保険者の職務の執行の適正性が損なわれなくするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。
- ・ 当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

#### ④ 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

##### イ. 役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の役員報酬制度は、各役員の役割や責任に応じた公正な報酬体系とし、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を促すものとするを基本方針としております。また、客観性の観点から経済情勢や当社業績、他社水準等を踏まえての報酬体系、水準の見直し、あわせて取締役候補者の指名と解任について、社外役員を過半数とする指名・報酬諮問委員会の審議を経て、取締役会において決定しております。

当社の指名・報酬諮問委員会は、独立社外取締役を中心に3名以上で構成し、委員長は独立社外取締役より選任することとしております。取締役の指名・解任・報酬等に関して審議を行ったうえで、取締役会へ答申いたしております。

当事業年度においては、8名(うち独立社外取締役5名)を委員として、11回開催され、当社における取締役のあるべき人員構成と新任取締役候補者と解任候補者の審議を行いました。

具体的には、社内取締役およびC×Oの報酬は基本報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うものとしております。

当社の取締役およびC×Oの基本報酬は月例の固定報酬であり毎月均等に支給します。基本報酬は職位・職責に応じた金額としております。

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めることを目的として、社内取締役およびC×Oに対して、翌期に一括支給します。業績連動報酬の額は、会社および個人の指標ごとの業績達成度に基づき決定します。また、目標とする業績指標は、外部環境の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとします。

非金銭報酬は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への動機付け、及び株主との価値共有の強化を目的として、社内取締役およびC×Oに対して譲渡制限付株式を付与します。

付与株式数は、職位・職責を勘案して決定される基準交付株式数に、当社の取締役会が予め定める業績目標達成度に基づく支給率、在任期間比率及び役位調整比率を乗じた株式数としております。

なお、具体的な報酬等を与える時期や条件については、指名・報酬諮問委員会の諮問を経た上、取締役会で決定するものとしております。

そのことからその内容は、決定方針に沿うものであると判断しております。

社内取締役の種類別の報酬割合については、指名・報酬諮問委員会の諮問を経た上で取締役会にて決定するものとしております。尚、種類別の報酬割合の目安は、基本報酬:業績連動(金銭報酬):業績連動(非金銭報酬)=44~53%:28~33%:18~28%としております。

個人別の報酬額については、指名・報酬諮問委員会の諮問を経た上で、取締役会で、株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内において、決定するものとします。

なお、取締役の報酬限度額は、令和7年6月25日開催の第74回定時株主総会において年額800百万円以内（うち、社外取締役100百万円以内。使用人分給与を含む。）と決議しております。当該決議時の対象とされていた取締役の員数は12名（うち、社外取締役5名）です。また、上記金銭報酬とは別枠で、令和7年6月25日開催の第74回定時株主総会において取締役（社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は年額500百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与を含む。）と決議しております。当該決議時の対象とされていた取締役は7名です。

監査役の報酬限度額は、平成28年6月23日開催の第65回定時株主総会において年額70百万円以内と決議しております。当該決議時の対象とされていた監査役は4名（うち、社外監査役3名）です。

また、当社は、平成17年6月29日開催の第54回定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止しております。

ロ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額および対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (内社外取締役)	519 (58)	319 (58)	131	69	14 (5)
監査役 (内社外監査役)	45 (24)	45 (24)	—	—	5 (4)
合計 (内社外役員)	565 (82)	364 (82)	131	69	19 (9)

- (注) 1. 取締役の報酬等の総額、基本報酬、対象となる役員の員数には、令和7年6月25日開催の第74回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名と社外監査役1名分を含んでおります。
2. 業績連動報酬(金銭)のうち全社業績に応じて変動する部分の指標は、売上高、売上高総利益率、営業利益および、経常利益(CEO、副社長のみ)であり、その実績は、売上高137,516百万円、売上高総利益率53.0%、営業利益25,859百万円、経常利益33,904百万円であります。当該指標を選択した理由は、中期経営計画(令和3年4月～令和8年3月)において、各事業年度の売上高、売上高総利益率、営業利益および経常利益を目標に掲げていることから、これらの指標と連動させることが適切であると判断したためであります。また、当社の業績連動報酬(金銭)は、職位別の基準額に対して、全社業績の評価ランクに基づき、取締役会の承認を得たテーブルで定める係数を乗じたものから算定されております。
3. 非金銭報酬等の内容は、当事業年度に費用計上した株式報酬の金額であり、割当ての際の条件等は「イ. 役員の報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針に係る事項」のとおりであります。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役秋山里絵氏は、アステラス製薬株式会社の社外取締役監査等委員であります。当社とアステラス製薬株式会社との間には、特別の関係はありません。

取締役為末大氏は、株式会社Deportate Partners代表取締役及び一般社団法人アスリートソサエティ代表理事であります。当社と株式会社Deportate Partners及び一般社団法人アスリートソサエティとの間には、特別の関係はありません。なお、令和8年3月31日をもって、(株)Deportate Partners代表取締役および一般社団法人アスリートソサエティ代表理事を退任しております。

取締役土谷明氏は、株式会社IDホールディングス執行役員であります。当社と株式会社IDホールディングスとの間には、特別の関係はありません。

取締役井本直歩子氏は、一般社団法人SDGs in Sports代表理事であります。当社と一般社団法人SDGs in Sportsとの間に、特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況及び期待される役割に関して行った職務の概要

取締役	秋山里絵	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回出席し、主に法律の専門家としての豊富な経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。また、ガバナンス委員会の議長として、ガバナンス体制の強化を行っております。指名・報酬諮問委員会の委員としても、代表取締役・取締役の人事ならびに報酬構成等について客観的視点から審議を行いました。
取締役	好本一郎	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回出席し、企業経営者として長年培った豊富な経験、見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。指名・報酬諮問委員会の議長として、代表取締役・取締役の人事ならびに報酬構成等について客観的視点から審議を行いました。また、ガバナンス委員会の委員として、ガバナンス体制の強化を行いました。
取締役	為末 大	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回出席し、アスリートとして長年培った豊富な経験、見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。指名・報酬諮問委員会の委員として、代表取締役・取締役の人事ならびに報酬構成等について客観的視点から審議を行いました。
取締役	土谷 明	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回出席し、システム開発、DX推進・IT強化の豊富な経験、見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。指名・報酬諮問委員会の委員として、代表取締役・取締役の人事ならびに報酬構成等について客観的視点から審議を行いました。
取締役	井本直歩子	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回出席し、アスリートとしての豊富な経験と、約20年間における国際機関の勤務経験、見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。指名・報酬諮問委員会の委員として、代表取締役・取締役の人事ならびに報酬構成等について客観的視点から審議を行いました。
監査役	世一秀直	当事業年度に開催された取締役会15回のうち14回、監査役会16回のうち16回に出席し、大手商社出身で主に関連業種で培ってきた豊富な知識・経験等に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
監査役	森田 勉	当事業年度に開催された取締役会15回のうち15回、監査役会16回のうち16回に出席し、主に銀行経営者としての豊富な経験と深い見識に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。
監査役	岡崎史雄	令和7年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会11回のうち11回、監査役会13回のうち13回に出席し、大手商社出身で主に関連業種で培ってきた豊富な知識・経験等に基づき、適宜質問、意見表明等の発言を行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

##### ① 名称

EY新日本有限責任監査法人

##### ② 報酬等の額

	支払額（百万円）
・当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	52
・当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	55

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

##### ③ 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、取締役、社内関係部門および会計監査人から必要な資料を入手しかつ報告を受け、前事業年度の監査計画と監査実績の分析・評価を踏まえ、当事業年度の監査計画における監査時間・配員計画および報酬額等の見積りの適切性・相当性を検証した結果、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行いました。

##### ④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また上記の場合のほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難であると認められる場合、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき当該議案を株主総会に提出します。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

当社はグループ企業理念・経営方針、および行動規範に示される経営戦略ミッションをゴールドウイングループ全役職員によって具現化するために、適切な組織の構築、規程、ルール の制定、情報の伝達および業務執行のモニタリングを行い、体制として内部統制システムを整備・維持しております。また、内部統制システムは適宜見直し、改善を行い、適法かつ効率的に業務を執行する体制の確立を図っております。

##### I 内部統制の基本方針

当社および子会社から成る企業集団（以下、「当社グループ」と言う。）の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する基本方針は以下のとおりであります。

1. 当社グループの取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社グループはコンプライアンスの徹底とモニタリング体制を整備し、取締役および使用人の職務の執行が法令等に適合することを確保いたします。また、当社の取締役および使用人は、あらゆる反社会的勢力との関係を一切持たず、不当要求に対して組織全体で毅然とした態度で臨むことを徹底いたします。

(1) 取締役会による意思決定と監督

取締役会は、法令、定款および「取締役会規則」その他の社内規程等に基づき、透明性の高い意思決定を行うとともに、各取締役の職務執行を厳正に監督しております。

(2) 執行役員制度による責任と効率の両立

意思決定・監督機能と業務執行機能を分離する執行役員制度を最大限に活用しております。執行役員は、取締役会が決定した戦略方針に基づき、委譲された権限と責任の下で、迅速かつ適切な業務執行を遂行しております。

(3) 監査役による厳格な監査体制

監査役は、「監査役会規則」および「監査役監査基準」に則り、経営陣から独立した客観的な立場より取締役の職務執行の適正性を監査しており、経営の健全性維持に努めております。

(4) 自浄作用としての内部通報制度

法令違反や不正の早期発見・是正を目的とした「内部通報制度」を構築し、全ての役職員が安心して利用できるよう、通報者の保護と匿名性の確保を徹底しております。

(5) 内部監査とコンプライアンスの連携

当社は、社長直轄の「内部監査室」と「コンプライアンス室」をそれぞれ設置し、各々の専門的見地からグループ全体の健全性維持に努めております。

内部監査室：

「内部監査規程」に基づき、客観的かつ独立した立場から業務全般を評価しております。法令・規程の遵守状況のみならず、職務執行の妥当性やリスクへの対応状況を定期的に検証し、具体的な改善を促すことで経営効率の向上に寄与しております。

コンプライアンス室：

全役職員の倫理意識の醸成を担っております。具体的な事案への対応に加え、日々の啓蒙活動や教育プログラムの実施を通じて、コンプライアンスを「自分事」として捉える組織文化の定着を推進しております。

(6) 財務報告の信頼性確保

当社グループの財務報告に係る内部統制については、金融商品取引法等に基づき、自ら評価・改善を行う体制の充実を図っております。適正性を確保するため、職務分離による相互牽制を徹底するとともに、日々の実務におけるセルフチェック体制を強化し、財務報告の適正性確保に努めております。

(7) 意識向上のための継続的な教育

全ての従業員が高い倫理観を持って行動できるよう、実例に基づいたコンプライアンス研修を毎年実施しております。単なる知識の習得に留まらず、当社の Purpose に基づく行動指針を全役職員で共有し、誠実な事業活動を支える組織文化の醸成に努めております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の業務執行に関わる情報は、法令および社内規程に従い適切に保存・管理をいたします。

(1) 重要情報の管理とアクセスの確保

株主総会、取締役会、経営会議等の重要会議の議事録や意思決定に係る稟議書等は、「文書取扱規程」に基づき、検索性・安全性を備えた形で適切に保管しております。また、これらの重要情報は、取締役および監査役がその職務を遂行する上で、いつでも速やかに閲覧・確認できる体制を整えております。

(2) 迅速かつ正確な情報開示

経営上の重要事項および開示すべき情報は、グループ全体から迅速かつ網羅的に収集し、法令に従い適時・適切かつ正確に開示しております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループ全体のリスクを統合的に管理し、損失の危険の発生を未然に防止いたします。また、万一損失の危険が発生した場合でも、対応を万全にし、損失の極小化を図ります。

(1) リスク管理体制の整備と統括的な管理

事業を取り巻く多様なリスク（気候変動、地政学、情報セキュリティ、ブランド毀損等）に対処するため、重要事項を審議する各種委員会や責任部署を設置しております。また、「リスク管理基本規程」をはじめ、与信管理、情報セキュリティ、および危機管理に関する各種規程を整備し、グループ全体のリスクを網羅的かつ統括的に管理しております。

(2) 事業変化への対応と財務的健全性の確保

市場環境やライフスタイルの変化に伴う新たなリスクに対しても、その発生を最小限に抑えるとともに、柔軟かつ迅速に対応できる体制を整えております。また、財務報告の信頼性を確保するため、内部統制の整備・運用を継続的に強化し、健全な財務基盤の維持に努めております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループは、Purposeおよび中期経営計画を指針とし、グループ全体で機動的かつ実効性の高い経営体制を構築しております。

(1) 意思決定の迅速化と監督機能の強化

取締役会は、月1回の定例開催を中心に、経営上の重要事項について十分な審議を行い、迅速な意思決定と適切な職務執行の監督を行っております。また、必要に応じて臨時取締役会を開催し、取締役の職務執行に機動性を確保しております。

(2) 実効性の高い経営会議の運用

取締役会の方針に基づき、取締役、執行役員および実務を担う責任者を交えた「経営会議」を定期的を開催しております。各部門の状況を的確に把握した上で、迅速かつ実体に即した意思決定を行うことで、効率的な業務執行を推進しております。

(3) 各種委員会による経営の補完

経営執行の補完的役割を果たすものとして、重要経営テーマごとに各種委員会を設置しております。

(4) 職務権限の明確化と自律的な組織運営

適正かつ効率的な職務の執行を確保するため、「職務権限規程」等により各職位の基本的な職務、権限および責任を明確化しております。

5. ゴールドウインググループにおける業務の適正を確保するための体制  
グループ企業理念を各社に浸透させ、コンプライアンスを徹底することで、適正な業務運営を図ります。
- (1) Purpose の共有と自主性の尊重  
子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、当社の Purpose および「企業行動規範」をグループ共通の指針として共有しております。これにより、グループ全体で一貫性のある誠実な経営を実践しております。
- (2) 規程に基づく適正な経営管理  
「子会社管理規程」および「稟議規程」等に基づき、子会社の重要事項の報告や承認プロセスを明確化することで、グループ一体となった適正な経営管理を行っております。
- (3) 情報の共有とグループ運営の最適化  
経営に影響を及ぼす重要事案について、子会社から当社への迅速な報告・相談ルートを明確にし、運用しております。重要情報をタイムリーに共有することで、リスクの早期発見に努めるとともに、健全かつ効率的な経営を実現しております。
- (4) 実効性のある内部監査体制  
内部監査室は、子会社に対する定期的な監査および内部統制評価を実施し、業務執行の適法性や妥当性を検証しております。監査の結果については監査役と連携し共有するとともに、必要に応じて子会社に対する改善の指導・支援を行うことで、グループ全体のガバナンス向上に努めております。
- (5) モニタリングと取締役会への報告  
子会社担当取締役は、担当する子会社の業務の適正を確保するための体制整備状況を継続的に把握し、重要な事案については適宜、取締役会に報告しております。
6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する体制および当該使用人の独立性に関する事項  
監査役職務を補助する体制として、内部監査室長がその役割を担い、監査業務の円滑な遂行を支援しております。
- (1) 監査業務を補助する体制の整備  
監査役が職務の遂行にあたり補助を必要とする場合、内部監査室長がその実務をサポートする体制を整えております。また、必要に応じて、特定の職務を補助する従業員を適宜指名し、監査業務の支援を行わせることとしております。

(2) 補助者の独立性と指示の実効性の確保

監査役の職務を補助する際、内部監査室長および当該社員は、その業務に関して取締役の指揮命令を受けず、監査役の指示に直接従うものとしております。また、監査役の職務を補助する従業員の人事異動、人事評価および懲戒等については、監査役会の事前の同意を得るものとしております。これにより、取締役からの独立性を確保し、監査役による指示の実効性を担保しております。

7. 取締役および使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役への報告に関する体制

当社グループの役職員が、職務の執行状況や経営上の重要事項について、監査役に適切かつ迅速に報告する体制を構築しております。

(1) 監査役への報告事項とプロセスの明確化

取締役および役職員は、次に定める事項が発生、または決定された場合には、遅滞なく監査役に報告を行う体制を整えております。

- ① 取締役会および経営会議等の重要会議における決議・報告事項
- ② 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
- ③ 毎月の経営状況および財務状況に関する重要事項
- ④ 内部監査の結果および内部統制評価に関する事項
- ⑤ 法令・定款違反、またはコンプライアンス上の重要事項
- ⑥ 内部通報制度による通報状況およびその調査結果

(2) 監査役による情報収集の実効性確保

上記に定める事項のほか、監査役がその職務を遂行する上で報告が必要であると判断した事項についても、取締役および従業員は速やかに報告および情報提供を行うものとしております。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が経営執行の状況を直接把握し、独自の視点から適切な助言・提言を行えるよう、以下の通り実効性のある監査体制を維持・運用しております。

(1) 重要会議への出席と意見表明

監査役は、取締役会および経営会議のほか、監査役が必要と認める重要な意思決定の場に出席し、適宜意見を述べるができる体制を確保しております。

(2) グループ連携と対話の促進

監査役は、監査方針および監査計画に基づき、取締役、執行役員、および従業員と定期的なヒアリングを行うとともに、「グループ監査役会」を定期的に開催（年1回以上）しております。子会社の監査役と緊密に情報を共有し連携することで、グループ全体の監査の実効性を高めております。

(3) 内部監査室との連携

監査役が監査を実施するにあたり、内部監査室は緊密に連携し、調査や資料収集などの必要な支援を組織的に行うものとしております。

(4) 報告者の保護（公益通報者保護法の遵守）

公益通報者保護法の趣旨に基づき、監査役へ報告を行った者に対し、当該報告を理由とした不利益な取り扱いを行うことを厳格に禁止しております。従業員が安心して情報を共有できる環境を整えることで、自浄作用の維持・向上を図っております。

(5) 監査費用の確保と適正な執行

監査役の職務執行に必要な費用について、毎年一定の予算を確保しております。また、監査役が職務執行に伴う費用の前払い等の請求をしたときは、正当と判断できるものについては、速やかにこれを処理することを規定しております。

9. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、一切の関係を持たないことを基本方針としております。これらを「企業行動規範」に明文化し、不当要求に対しては屈することなく、組織全体で毅然とした態度で臨むことを徹底しております。

(2) 整備状況

反社会的勢力への対応を統括する部署を定め、日頃より警察や特殊暴力防止対策連合会（特防連）等の外部専門機関と緊密に連携し、情報の収集・管理に努めております。また、取引開始時の属性確認（反社チェック）の実施や、契約書等への反社会的勢力排除条項の導入をグループ全体で徹底し、反社会的勢力の排除に向けた体制の維持・強化を図っております。

## II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### 1. 内部統制システムの運用状況

当社グループは、実効性のあるガバナンスを追求するため、内部統制システムの適切な運用と継続的な改善に努めております。当事業年度における運用状況の概要は以下の通りです。

#### (1) 取締役の職務執行の状況

##### ① 取締役会による意思決定と監督の実効性

取締役会規則等に基づき、迅速かつ透明性の高い意思決定を行っております。取締役会は月1回以上（当年度は15回）開催され、独立性の高い社外取締役（5名）および社外監査役（3名）が、それぞれの専門的知見と豊富な経験に基づき、Purposeの実現に向けた活発な議論や提言を行っております。これにより、経営に対する実効性のある監督・牽制機能を発揮しております。

##### ② 執行役員制度による機動的な経営

経営の意思決定・監督機能と、業務の執行機能を分離させるため執行役員制度を導入しております。これにより、変化の激しい市場環境において機動的に戦略を実行するとともに、各部門における執行責任を明確化し、経営の効率化を図っております。

##### ③ グループ会社の経営管理と連携

グループ各社の経営状況については、担当役員が定期的なヒアリングを通じて事業計画の進捗や現場の状況を詳細に把握しております。また、その結果は当社取締役会へ報告されております。

#### (2) コンプライアンスについて

##### ① コンプライアンス意識の醸成と浸透

「企業行動規範」の浸透を図るため、コンプライアンス室が主導し、全従業員を対象とした意識調査アンケートや研修を毎年実施しております。本年度も学習管理システム（LMS）を活用し、グループ全従業員が受講を完了いたしました。これにより、一人ひとりが自律的に誠実な行動を選択できる組織風土の醸成に努めております。

##### ② 内部監査による業務の適切性評価と改善

内部監査室は、年度計画に基づきテーマ監査および内部統制評価を実施し、業務手順やマニュアルに沿って適切に運用がなされているかを確認しております。監査の結果、改善が必要と判断された検出事項については、当該部署へ改善を促し、その実施状況をフォローアップすることで、グループ全体の業務品質の維持・向上を図っております。

- ③ 内部通報制度の適切な運用と保護  
社内窓口（コンプライアンス室）のほか、社外窓口（社会保険労務士）にも直接相談できる通報窓口を設け、運用しております。本制度においては、公益通報者保護法に準じ、通報者の匿名性保護と不利益な取扱いの禁止に十分な配慮をした運用を行っており、従業員が安心して声を上げられる環境を維持しております。
- ④ 社外役員による実効性のある監督  
社外取締役および社外監査役は、独立かつ客観的な立場から取締役会や監査役会において活発に発言しております。経営から独立した視点を取り入れることで、職務執行の適法性および妥当性の確保、ならびにガバナンスの透明性向上を図っております。

### (3) リスク管理について

- ① 全社的なリスク管理（ERM）の推進  
「リスク管理規程」をグループ全体に周知・運用しております。ERM委員会では、経営に大きな影響を及ぼすリスクを「リスクカタログ」として集約・評価し、優先順位に基づいた予防策を講じることで、リスクの最小化と機会の最大化を図っております。
- ② 事業継続マネジメント（BCM）の徹底  
「従業員とその家族の安全確保」を最優先事項とし、有事の際も迅速に事業を復旧・継続できるよう、BCM委員会において「事業継続計画（BCP）」および「緊急時行動手順書」を策定・運用しております。社会および地域に対する責任を果たすべく、常に最新の状況を反映した継続的な更新を行っております。
- ③ 情報セキュリティの強化  
事業活動を正常かつ円滑に行う上で、情報セキュリティの確保は重要課題のひとつであると考え、情報セキュリティ委員会において、重要なセキュリティリスクを特定し、具体的な対策を講じております。内部監査室は、情報セキュリティチェックリストを用い、これらの対策が現場で適切に運用されているかを客観的に評価し、継続的な改善を促すことで、グループ全体の情報資産の保護に努めております。
- ④ 新たなリスクへの速やかな対応  
経営環境の変化等により、新たに重要なリスクの発生が予見される場合には、取締役会または経営会議において速やかに検討を行い、全社的な予防策や対応策を適切に講じております。

#### (4) 監査役の業務執行について

##### ① 重要会議への出席と意思決定プロセスの監視

監査役会で定めた監査計画に基づき、全監査役が取締役会およびサステナビリティ諮問委員会に出席し、経営の意思決定プロセスや内部統制の運用状況を監査しております。また、常勤監査役は経営会議やガバナンス委員会等の重要会議にも出席し、適宜、独立した立場から意見表明を行っております。

##### ② 現場往査と対話による実態把握

事業部門、管理部門、主要な事業所や店舗、およびグループ会社に対して、適宜、往査やヒアリングを実施しております。これらの活動を通じて、現場の状況を直接把握し、得られた所見に基づき、当社およびグループ会社の取締役と意見交換や提言を行っております。

##### ③ グループ連携と内部監査部門との協働

グループ全体のガバナンス強化のため「グループ会社監査役会」を開催し、各社監査役との情報共有を図っております。また、内部監査室とは週次で定例ミーティングを行うほか、必要に応じて随時情報を交換する等、極めて緊密に連携しております。これにより、現場の課題を迅速に共有し、監査の実効性と効率性の向上に努めております。

##### ④ 会計監査人との連携

会計監査人の独立性と適正性を監視するとともに、監査計画の受領や四半期ごとのレビュー、年度監査結果の報告を通じて、適宜、情報の共有と意見交換を行い、会計監査の信頼性確保に努めております。また、内部監査部門も含めた三者間で定期的に情報を共有し、監査の有効性と効率性を高めております。

#### (5) 監査役への報告体制

##### ① 監査役への適時・適切な報告

内部監査室長は、実施した内部監査の結果および改善状況について、定期的に監査役へ報告しております。また、コンプライアンス室長は内部通報窓口への相談・通報状況および対応結果について速やかに報告を行う等、監査役がグループの実態を正確に把握できる体制を運用しております。

##### ② グループ全体の内部統制の継続的改善

当社グループの内部統制システムは、当社および子会社を含めた企業グループベースで構築されており、各社の運用状況については継続的なモニタリングを実施しております。得られた評価結果に基づき、より適正かつ効率的な体制を目指し、絶えず見直しと改善を図っております。

##### ③ 取締役会による運用状況の評価

令和8年5月21日に開催した取締役会において、内部統制システムの基本方針に定める各事項の運用状況を評価いたしました。その結果、システムの構築・運用は概ね適切に行われており、有効に機能していることを確認しております。

### Ⅲ. 社外役員の独立性に係る基準

当社は、社外役員の独立性に関する基準を定め、当社と利害関係のない独立した社外役員を選任することとしており、全ての社外取締役、社外監査役を東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。なお、社外役員の独立性に関する基準においては、当該社外役員が次の各項のいずれにも該当してはならないとしております。

1. 現在又は過去10年間に於いて、当社及び当社の連結子会社（以下、併せて「当社グループ」と言う。）の取締役（社外取締役を除く）、監査役（社外監査役を除く）、又は使用人に該当しない者。
2. 現事業年度を含む過去3年間に於いて、就任前に以下のいずれにも該当していないこと。
  - (1) 当社の現在の主要株主(注1)又はその業務執行者(注2)
  - (2) 次のいずれかに該当する企業等の業務執行者
    - ① 当社グループの主要な取引先(注3)
    - ② 当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者、もしくはその業務執行者
  - (3) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
  - (4) 当社グループから多額(注4)の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計士、税理士、弁護士、司法書士、弁理士等の専門家
  - (5) 当社グループから多額の寄付(注5)を受けている者
  - (6) 当社グループの業務執行者を役員に選任している会社の業務執行者
3. 上記2のいずれかに該当する者が重要な者(注6)である場合において、その者の配偶者又は二親等以内の親族
4. 前各項の定めにかかわらず、その他、当社と利益相反関係が生じ得る特段の事由が存在すると認められた者

#### (注記)

- (注1) 主要株主とは、当社の直近の事業年度末において、自己又は他人の名義をもって議決権ベースで10%以上を保有する株主をいう。
- (注2) 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に定める業務執行者をいう。
- (注3) 主要な取引先とは、取引金額が当社の連結売上高又は相手方の連結売上高の2%を超えるものをいう。
- (注4) 多額の金銭その他の財産とは、個人の場合は過去3事業年度の平均で年間1,000万円以上、法人等の場合は当該法人等の連結売上高の2%以上の額をいう。
- (注5) 多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円を超える金額又はその他の財産を言う。ただし、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の総収入または経常利益の2%のいずれか大きい方の金額を超える金額を言う。
- (注6) 重要な者とは、取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者又はそれに準じる権限を有する業務執行者をいう。

(6) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

① 基本方針の内容

当社は、上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社の取締役会の賛同を得ずに行われる、いわゆる「同意なき買収」であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。買収者に対して株式を売却するか否かの判断や、買収者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する判断は、基本的には、個々の株主の皆さまのご意思に委ねられるべきものだと考えております。

一方、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益（以下、「株主共同の利益」といいます。）を継続的に確保・向上していくことを可能とする者であるべきと考えています。

しかし、買収行為の中には、その態様によって、株主共同の利益に資さないものが存在いたします。

当社の企業価値を構成する要素は、①業界トップクラスに位置付けられる高付加価値・高イメージの複数のスポーツウエアブランド（スポーツブランド）の商標権ないし販売権、②このようなブランド価値を具現化するための優れた創造力・企画力・製造ノウハウ、および最先端の研究施設、③このような創造力・企画力・製造ノウハウを支える個々の優秀な従業員、④永年の取引を通じて培われた信頼関係に裏付けられた多数の取引先・顧客、および自主管理型店舗を含む商圏等々の経営資源を有すること、ならびに、⑤これらの経営資源に基づき既存事業の遂行に加えて新規事業・新規商材・新規市場を開発することにより将来的に業容を拡大して会社業績を向上させ得る事業基盤、および⑥事業活動を通じて安定してキャッシュ・フローを創出して将来に亘る会社資本強化を実現し得る経営基盤を有することであり、以上のような当社の企業価値の本源に対する理解なくして、当社の企業価値を確保し、持続的に向上させていくことは不可能であります。

このような理解に欠ける買収者が、当社の株式の大規模買付を行い、短期的な経済的効率性のみを重視して一時的な利益を上げる反面、当社の持つ上記の経営資源や事業基盤を損なうことや、あるいは当社の特定のブランドまたは商標のみを獲得しその余については処分するなど、当社の企業価値を生み出す仕組に反する行為を行い、当社の事業体としての継続性を阻害することなどは、結果として株主共同の利益の毀損につながるものです。

このように株主共同の利益を害する買収者に対しては、株主共同の利益を保護するために相当な限度で取締役会が対抗措置を発動することが認められてしかるべきであります。しかしながら、買収提案の内容は多種多様なものがありえますので、当該買収提案の内容が株主共同の利益に資するものであるか、もしくはこれを害するものであるか、にわかに判別し難い場合も存在しうるところです。当社は、かかる買収提案が行われた場合には、まずは取締役会において買収提案者と協議、交渉することとしますが、買収提案者からの買収提案に関し、当社が株主共同の利益に資するかを判断するために適切で必要かつ十分な情報の提供が行われたうえで書面による請求があった場合、または特別委員会から勧告があった場合など、一定の要件を満たす場合には株主総会の場において、当該買収提案につき現行プランによる対抗措置を発動す

べきか否かを株主の皆さま方に判断していただくことが望ましいものと考えております。

また、株主の皆さまが、買収提案が株主共同の利益の確保・向上に資するものであるか否かにつき株主総会の場において適切な判断を行うことができるよう、当該買収提案が当社株主の皆さまおよび当社グループの経営に与える影響、当該買収者が意図する当社グループの経営方針や事業計画の内容、当社グループを取り巻く多くの関係者に対する影響等について、買収提案者から必要かつ十分な情報の開示がなされるようにすることは、当社取締役会の責務と考えております。

## ② 基本方針の実現に資する取組み

### イ. 企業価値向上のための取組み状況

当社グループでは、中期5カ年経営計画（令和7年3月期～令和11年3月期）において、「人を挑戦に導き、人と自然の可能性をひろげる」というPurposeのもと、事業を通じて自然と共生し、持続可能な社会を実現することを経営の根幹に据えています。長期ビジョン「PLAY EARTH 2030」の達成に向け、当社はコーポレート・ガバナンスを単なる守りの枠組みではなく、中長期的な企業価値を最大化させるための「攻めの基盤」と位置づけています。具体的には、多様なステークホルダーとの対話を重視し、自然環境への配慮と収益成長を両立させるサステナビリティ経営を推進するとともに、従業員一人ひとりの自律的な挑戦を支える人的資本への投資を強化しております。常に変化する市場環境において、高い倫理観に基づいた誠実な経営を貫き、社会から信頼される企業として、新たな価値創造に邁進してまいります。

当社は「PLAY EARTH2030」という長期ビジョンを掲げ、モノづくりや経営基盤の構築をこれまで以上に推進し、未来への責任を果たし、社会から必要とされる存在として進化していくことを目指します。

また、グローバルビジネスを強化するため、令和5年4月より新たな事業本部を設立し、オリジナルブランド「Goldwin」のブランド力強化と海外展開推進の取組みを強化しております。商品の機能性を追求するだけでなく、デザインの背景やストーリーをお客様に伝えることで、スポーツアパレルのプレミアムブランドとしてブランドバリューを再構築すると同時に、サプライチェーンの再設計による売上の拡大と効率化に取り組みでまいります。

今後も持続的な成長を実現すべく、成長分野への積極投資とともに顧客や市場の変化に柔軟に対応できる盤石な経営基盤の維持向上に取り組み所存です。

### ロ. コーポレート・ガバナンスの強化に向けた取組み

当社は株主共同の利益を向上させ、持続的な成長と企業価値の向上の実現を図るためには、経営の効率化、健全性、透明性を高め、コーポレート・ガバナンスを充実させることが重要課題であると認識し、その体制を強化しております。

具体的には、業務の執行を迅速かつ効果的に行うため、内部統制機能の充実、職務権限規程等の運用を行うことにより、その実効性を図るとともに、コンプライアンス体制を構築

し、リスク管理、経営の透明性確保や公正な情報開示等の取組みを行っております。

取締役会は株主に対する受託責任・説明責任を踏まえ、当社の持続的成長と中長期的な企業価値向上を図るため、重要な業務執行の決定を行うとともに、社外取締役5名を中心とした業務執行の監督を行っております。

また、各取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制とするため、取締役の任期を1年とし、株主の皆さまの意思が速やかに反映されるようになっていきます。

当社は執行役員制度を導入しております。取締役会が任命する執行役員は、取締役会が決定する経営戦略に基づき、各々の領域において委譲された権限の下、適切に業務執行を行うことで、取締役12名のうち5名の社外取締役を通じた取締役会の監督機能の強化に努めております。さらに、監査役会の監査役4名のうち3名は社外監査役であり、監査役は取締役会に出席し、意見を述べ、取締役の業務執行状況の監督を行うことにより会社の健全な経営と社会的信用の向上に努めております。

当社は取締役及び執行役員の指名ならびに報酬の決定について、公正性及び透明性を確保するため、指名・報酬諮問委員会を設置しております。指名・報酬諮問委員会は、その過半数を社外取締役とし、取締役会の諮問に応じて取締役及び監査役候補者の指名に関する事項等を審議し、その内容を取締役会へ答申しております。また、コーポレートガバナンス・コードの要求事項の1つである取締役会の実効性向上やガバナンス上の重要リスク対策の検討を目的としてガバナンス委員会を設置しております。

#### ハ. 株主の皆さまへの還元について

当社は株主の皆さまに対する利益還元が企業として最重要課題のひとつであることを常に認識し、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆さまに安定的な配当を継続することを基本方針としております。

当社は、以上に関連する諸政策を実行し、当社の企業価値の向上および会社の利益、ひいては株主共同の利益の実現を図ってまいります。

#### ③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は令和6年6月26日開催の第73回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下、「現行プラン」といいます。）を継続いたしました。

具体的には、当社発行済株式総数の20%以上となる株式の買付または公開買付を実施しようとする買付者には、必要な情報を事前に取締役会に提出していただきます。当社取締役会の決議により設置する特別委員会は、必要に応じ外部専門家等の助言を得て、買付内容の評価・検討等を行います。買付者が現行プランを遵守しない場合や、当社の企業価値、ひいては株主共同の利益を棄損する買付であると特別委員会が判断した場合は、対抗措置の発動（買付者等に

よる行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当の実施)を取締役に勧告いたします。また特別委員会は、対抗措置を実施することについて株主意思を確認することが相当であると判断した場合は、当社取締役会に対して株主総会を招集し、新株予約権無償割当の実施に関する議案の付議を勧告することができるものとします。

なお、特別委員会が対抗措置の発動について、相当でないと判断した場合は、取締役会に対して不発動の勧告をいたします。

当社取締役会は特別委員会の勧告を最大限尊重して対抗措置の実施または不発動の決議を行うものいたします。なお、特別委員会から、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当の実施に関する議案を付議する旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当の実施に関する議案を付議し、株主の皆様の意思を確認するものいたします。

当社取締役会は上記決議を行った場合は、速やかに当該決議の内容その他事項について情報開示をいたします。

#### ④ 基本方針の実現のための取組みについての取締役会の判断およびその理由

現行プランは令和6年6月26日開催の当社第73回定時株主総会で承認されております。また、現行プランは有効期間（令和6年6月26日開催の定時株主総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される取締役会の終結時まで）前であっても、当社取締役会の決議により現行プランを廃止することができます。また、当社の取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じて、1年ごとに株主様のご意思が反映されます。特別委員会は当社社外監査役および社外有識者で構成されることで、当社の経営陣の恣意的判断を排し、その客観性・合理性を担保すると同時に、特別委員会は当社の実情を正しく把握し、当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えております。

また、現行プランは予め定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動されないように設定されており、これらの客観的要件は現行プランにおける当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として適当でないと言われる場合と内容的に一致させております。これにより、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

現行プランの詳細については、当社のウェブサイトをご参照ください。

<https://www.goldwin.co.jp/corporate/info/ir/defense>

#### (7) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元が企業として最重要課題の一つであることを常に認識し、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主の皆さまに対し安定的な配当を継続することを基本方針としています。配当金額については、当期の業績、財務状況ならびに今後の事業展開や経営環境の変化等諸般の事情を勘案し、総合的に判断いたしております。

なお、当社は剰余金の配当等については取締役会の決議により行うことができる旨定款に定めております。

《ご参考》年間配当の内訳

基準日	1株当たり配当金		
	第2四半期末	期末	年間
当期実績	29.00円	29.00円	58.00円
前期(令和7年3月期)	13.33円	41.00円	54.33円

- (注) 1. 令和7年10月1日を効力発生日として普通株式1株につき3株の割合をもって株式分割を実施しております。これに伴い、前期(令和7年3月期)の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり配当金を算定しております。
2. 当期の第2四半期末配当金29.00円には、創業75周年記念配当3.33円が含まれています。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表 (令和8年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	102,923
現金及び預金	58,497
受取手形	9
売掛金	16,313
電子記録債権	6,281
商品及び製品	18,629
仕掛品	233
原材料及び貯蔵品	878
その他流動資産	2,083
貸倒引当金	△3
固定資産	65,304
有形固定資産	16,308
建物及び構築物	2,451
土地	4,679
リース資産	3,301
建設仮勘定	5,088
その他有形固定資産	787
無形固定資産	3,164
商標権	349
のれん	144
ソフトウェア	495
ソフトウェア仮勘定	2,037
その他無形固定資産	136
投資その他の資産	45,832
投資有価証券	35,436
退職給付に係る資産	4,393
差入保証金	3,202
破産更生債権等	18
その他投資その他の資産	2,869
貸倒引当金	△88
資産合計	168,227

科目	金額
負債の部	
流動負債	32,326
支払手形及び買掛金	4,627
電子記録債務	16,074
一年内返済予定長期借入金	6
リース債務	893
未払金	3,387
未払法人税等	2,212
未払消費税等	327
未払費用	1,874
契約負債	1,177
賞与引当金	882
役員賞与引当金	114
その他流動負債	748
固定負債	5,402
長期借入金	1,063
リース債務	2,578
株式報酬引当金	69
退職給付に係る負債	201
繰延税金負債	1,007
その他固定負債	481
負債合計	37,728
純資産の部	
株主資本	122,251
資本金	7,079
資本剰余金	1,581
利益剰余金	128,016
自己株式	△14,426
その他の包括利益累計額	7,156
その他有価証券評価差額金	3,862
繰延ヘッジ損益	126
為替換算調整勘定	2,357
退職給付に係る調整累計額	810
非支配株主持分	1,091
純資産合計	130,499
負債・純資産合計	168,227

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

## 連結損益計算書（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		137,516
売上原価		64,569
売上総利益		72,946
販売費及び一般管理費		47,087
営業利益		25,859
営業外収益		
受取利息	67	
受取配当金	112	
持分法による投資利益	7,770	
その他営業外収益	268	8,219
営業外費用		
支払利息	67	
保険解約損	8	
解約違約金	17	
コミットメントフィー	18	
その他営業外費用	62	174
経常利益		33,904
特別利益		
投資有価証券売却益	180	180
特別損失		
固定資産処分損	149	
減損損失	14	
店舗閉鎖損失	145	
投資有価証券評価損	115	
投資有価証券売却損	1,075	
特別退職金	418	
事業撤退損	22	
その他特別損失	12	1,954
税金等調整前当期純利益		32,130
法人税、住民税及び事業税	5,920	
法人税等調整額	2,058	7,979
当期純利益		24,151
非支配株主に帰属する当期純利益		57
親会社株主に帰属する当期純利益		24,094

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

## 連結株主資本等変動計算書（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
令和7年4月1日 期首残高	7,079	1,578	113,468	△15,838	106,289
連結会計年度中の変動額					
自己株式の取得				△3,717	△3,717
自己株式の処分		0		5,129	5,129
剰余金の配当			△9,665		△9,665
親会社株主に帰属する当期純利益			24,094		24,094
連結子会社株式の取得による持分の増減		1			1
連結除外による増加額			119		119
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	－	2	14,547	1,411	15,962
令和8年3月31日 期末残高	7,079	1,581	128,016	△14,426	122,251

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計		
令和7年4月1日 期首残高	1,771	△5	2,418	△90	4,093	820	111,203
連結会計年度中の変動額							
自己株式の取得							△3,717
自己株式の処分							5,129
剰余金の配当							△9,665
親会社株主に帰属する当期純利益							24,094
連結子会社株式の取得による持分の増減							1
連結除外による増加額							119
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	2,090	132	△61	900	3,062	270	3,333
連結会計年度中の変動額合計	2,090	132	△61	900	3,062	270	19,295
令和8年3月31日 期末残高	3,862	126	2,357	810	7,156	1,091	130,499

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

# 計算書類

## 貸借対照表（令和8年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
流動資産	92,212
現金及び預金	49,340
受取手形	9
電子記録債権	6,127
売掛金	15,446
商品及び製品	17,406
仕掛品	233
原材料及び貯蔵品	878
未収入金	946
前払費用	313
その他流動資産	1,512
貸倒引当金	△1
固定資産	40,189
有形固定資産	8,913
建物	2,126
構築物	46
土地	4,337
リース資産	1,717
その他有形固定資産	685
無形固定資産	2,918
商標権	349
ソフトウェア	445
ソフトウェア仮勘定	2,037
その他無形固定資産	85
投資その他の資産	28,356
投資有価証券	6,362
関係会社株式	4,359
出資金	11
関係会社出資金	3,210
長期貸付金	6,410
破産更生債権等	18
差入保証金	2,670
前払年金費用	3,194
繰延税金資産	710
その他投資その他の資産	1,913
貸倒引当金	△505
資産合計	132,401

科目	金額
負債の部	
流動負債	31,221
電子記録債務	15,868
買掛金	3,553
短期借入金	2,040
リース債務	589
未払金	3,745
未払法人税等	1,441
未払費用	1,692
賞与引当金	831
役員賞与引当金	114
その他流動負債	1,344
固定負債	2,988
長期借入金	1,044
長期未払金	140
リース債務	1,409
株式報酬引当金	69
その他固定負債	325
負債合計	34,210
純資産の部	
株主資本	94,237
資本金	7,079
資本剰余金	1,573
資本準備金	258
その他資本剰余金	1,315
利益剰余金	100,010
利益準備金	1,763
その他利益剰余金	98,247
繰越利益剰余金	98,247
自己株式	△14,426
評価・換算差額等	3,952
その他有価証券評価差額金	3,825
繰延ヘッジ損益	126
純資産合計	98,190
負債・純資産合計	132,401

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

## 損益計算書（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		122,722
売上原価		55,579
売上総利益		67,143
販売費及び一般管理費		44,507
営業利益		22,635
営業外収益		
受取利息及び受取配当金	9,262	
受取賃貸料	90	
受取販売手数料	276	
その他営業外収益	308	9,937
営業外費用		
支払利息	45	
投資事業組合運用損	169	
貸与資産減価償却費	48	
貸倒引当金繰入額	192	
その他営業外費用	82	537
経常利益		32,034
特別利益		
投資有価証券売却益	127	127
特別損失		
固定資産処分損	148	
減損損失	14	
店舗閉鎖損失	8	
投資有価証券売却損	1,075	
投資有価証券評価損	10	
特別退職金	390	
その他特別損失	0	1,649
税引前当期純利益		30,513
法人税、住民税及び事業税	4,744	
法人税等調整額	1,225	5,969
当期純利益		24,543

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

# 株主資本等変動計算書（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株 主 資 本								自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	利 益 準備金	その他 利 益 剰余金	利 益 剰余金 合計			
令和7年4月1日 期首残高	7,079	258	1,314	1,573	1,763	83,369	85,133	△15,838	77,947	
事業年度中の変動額										
自己株式の取得								△3,717	△3,717	
自己株式の処分			0	0				5,129	5,129	
剰余金の配当						△9,665	△9,665		△9,665	
当期純利益						24,543	24,543		24,543	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）										
事業年度中の変動額合計	－	－	0	0	－	14,877	14,877	1,411	16,290	
令和8年3月31日 期末残高	7,079	258	1,315	1,573	1,763	98,247	100,010	△14,426	94,237	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等					純 資 産 合 計
	そ の 他 評 価	有 価 証 券 差 額	繰 延 損 益	ヘ ッ ジ ン グ 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
令和7年4月1日 期首残高		1,738		△5	1,733	79,681
事業年度中の変動額						
自己株式の取得						△3,717
自己株式の処分						5,129
剰余金の配当						△9,665
当期純利益						24,543
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）		2,087		132	2,219	2,219
事業年度中の変動額合計		2,087		132	2,219	18,509
令和8年3月31日 期末残高		3,825		126	3,952	98,190

（注） 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和8年5月21日

株式会社ゴールドウイン  
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人  
金 沢 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 安田 康 宏  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 川 岸 貴 浩  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ゴールドウインの令和7年4月1日から令和8年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ゴールドウイン及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

令和8年5月21日

株式会社ゴールドウイン  
取締役会 御中

EY 新日本有限責任監査法人  
金 沢 事 務 所

指定有限責任社員 公認会計士 安田 康 宏  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 川 岸 貴 浩  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ゴールドウインの令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第75期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの第75期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書作成の時点において有効である旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果  
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和8年5月21日

株式会社ゴールドウイン 監査役会

常勤監査役 佐藤 修 ㊟

監査役(社外監査役) 世一 秀直 ㊟

監査役(社外監査役) 森田 勉 ㊟

監査役(社外監査役) 岡崎 史雄 ㊟

以上

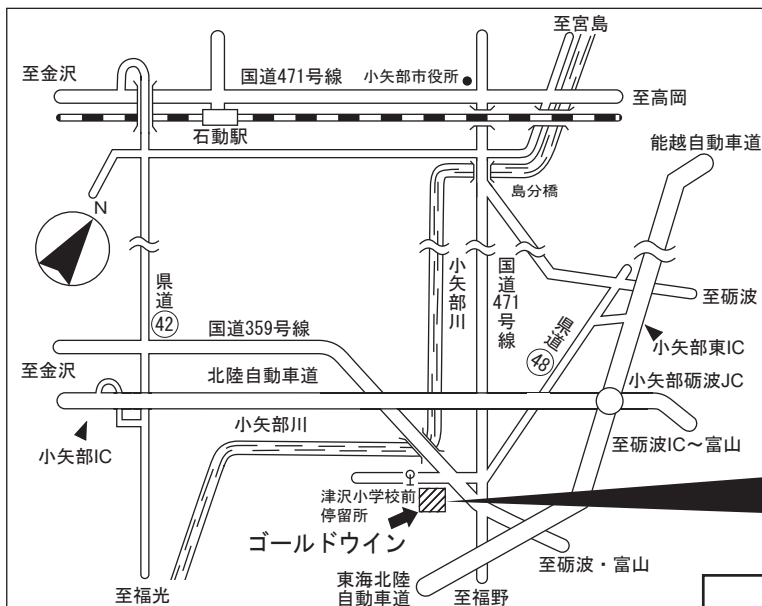
# 定時株主総会会場ご案内図

## 会場

富山県小矢部市清沢210番地  
当社本店 5階ホール TEL (0766) 61-4800 (代)

## 交通

- ・あいの風とやま鉄道 石動駅より車で約15分
- ・あいの風とやま鉄道 石動駅から津沢・福野方面行バスで津沢小学校前バス停下車  
(所要時間約20分)
- ・北陸自動車道小矢部インターチェンジより車で約7分
- ・能越自動車道小矢部東インターチェンジより車で約5分



## 当社本店 5階ホール



## アクセス

スマートフォンで読み取ると、  
株主総会会場までのナビゲーションが  
ご利用いただけます。



※平成22年2月に厚生労働省から、集会場、展示場、百貨店を含めた施設での原則全面禁煙を求める通知が出たのを受け、当社では、敷地内全面禁煙を実施しております。ご理解・ご協力の程お願いいたします。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

